最高裁秘書第３８５２号

令和８年１１月５日

山　中　理　司　様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和８年１０月２８日に答申（令和８年度（最情）答申第１９号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号　令和８年度（最情）諮問第１号

（担当）秘書課文書開示第一係　電話０３（４２３３）５２４９（直通）

諮問日：令和８年５月１４日（令和８年度（最情）諮問第１号）

答申日：令和８年１０月２８日（令和８年度（最情）答申第１９号）

件　名：毎年特定日付けの裁判官人事を実施する際に使う事務処理要領等の不開示判断（不存在）に関する件

答　　申　　書

第１　委員会の結論

「毎年４月１日付の裁判官人事を実施する際に使っている事務処理要領その他のマニュアル（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第２　事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第２に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和８年１月２２日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第１１の１に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第１１の３に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

１　最高裁判所において本件開示申出文書を探索したところ、存在しなかった。

２　これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨を主張する。

しかしながら、最高裁判所においては、本件開示申出文書を作成又は取得する定めはなく、事務処理上その必要もない。

念のため、本件開示申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

第５　調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

①　令和８年５月１４日　　諮問の受理

②　同日　　最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③　同年９月１８日　　審議

④　同年１０月９日　　審議

第６　委員会の判断の理由

１　最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を探索したが存在しなかったことを説明する。最高裁判所において、本件開示申出文書を作成又は取得することを定めた規定が存在するとは考えられず、事務処理上作成又は取得の必要性がないとする点についても不合理であるとは認められない。また、当委員会庶務を通じて確認したところ、本件開示申出文書が存在することをうかがわせる事情は認められなかった。

２　以上のとおり、原判断については、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長　髙橋　滋

委員　長戸雅子

委員　川神　裕